政令

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年十二月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百一号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第二項第三号及び第五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「市町村民税所得割（」を「道府県民税所得割（」に改め、「前年度」の下に「。以下この項において同じ。」を、「）」の規定による」の下に「道府県民税（同法の規定による都民税を含む。第四条第二項第一号において同じ。）の同法第二十三条第一項第二号に掲げる所得割（同法第五十条の二の規定によって課する所得割を除く。）をいう。以下この項及び第四条第二項において同じ。）の額と市町村民税所得割（就学支援金が支給される月の属する年度分の同法の規定による」を、「）の額」の下に「とを合算した額」を、「全員の」の下に「道府県民税所得割の額と」を加え、「額を」を「額とを」に、「三十万四千二百円」を「五十万七千円」に改める。

第四条第二項第一号中「保護者等の」の下に「道府県民税所得割の額と」を加え、「が十五万四千五百円」を「とを合算した額が二十五万七千五百円」に改め、「が当該」の下に「道府県民税及び」を加え、同項第二号中「保護者等の」の下に「道府県民税所得割の額と」を加え、「が五万千三百円」を「とを合算した額が八万五千五百円」に改め、同項第三号中「保護者等が」の下に「道府県民税所得割及び」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第一条第二項及び第四条第二項の規定は、平成三十年七月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給について適用し、同年六月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

文部科学大臣　林　芳正

内閣総理大臣　安倍　晋三